

第6次綾部市総合計画に
関する提言書

令和2年2月

綾部市議会

綾部市は現在、令和3年度以降のまちづくりの方向性を示す、第6次綾部市総合計画の策定作業を進めています。

第6次綾部市総合計画は、これまでの総合計画によるまちづくりの検証と本市を取り巻く社会経済情勢の変化や今後の動向を踏まえる中で、これから目指す将来都市像を定め、その実現のために策定する最も重要なまちづくりの計画です。

綾部市議会では、「綾部市行政に係る基本的な計画の議決等に関する条例」により、綾部市総合計画基本構想に基づく基本計画を議決事件と定めるとともに、「綾部市議会基本条例」において、政策提言等の強化に努めることとしています。

このため、10年に一度となるこの機会に、綾部市議会で初めてとなる「総合計画に関する提言書」を市長に提出することとし、令和元年6月定例会で設置した全議員で構成する総合計画特別委員会において、第6次綾部市総合計画に関する調査・研究等を行うことにしました。

2つの常任委員会と議会運営委員会を分科会と位置付け、現総合計画についての現状分析・調査を行い、担当部局とのヒアリング・意見交換を重ねた後、各議員が提言案を提出し、各分科会で調整し取りまとめてきました。

この提言書は、第6次綾部市総合計画が持続可能で安全・安心な本市のまちづくりの在り方を示すものとなるよう、取り組んでもらいたい課題を全議員で真摯に議論し、「綾部市市民憲章」の6つの柱と安全・安心に分類して、市議会としての提言書に取りまとめたものです。

本市が世界連邦都市宣言第1号都市であること、そして、平和と環境の日の趣旨である世界の永久平和実現と地球環境保護を踏まえ、国連サミットで採択された「持続可能な開発目標」(SDGs)に沿った計画として運用されることを望みます。

綾部市議会は、第6次綾部市総合計画が向こう10年間のみならず、将来にわたって住み続けられるまちづくりの指針となりますよう、この提言書を市長に提出しますとともに、今後示される計画案の審査・議決を通じて、二元代表制の一翼を担う議事機関としての責務を果たしてまいります。

令和2年2月

綾部市議会

目 次

○ 提 言

I 平和を願い、祈りのあるまちにしよう

- 提言1 「平和のまち綾部」のブランディングを図り、世界の永久
平和実現に向けた取組の発信力強化を 1

II 自治を高め、心のつながりのあるまちにしよう

- 提言2 自治会や市民組織等が行う地域活動を支援し、市民が主役
の地域づくりを 2
- 提言3 幅広い人権擁護・啓発に努め、多様性を認め合い真に人権
が尊重される社会の推進を 3

III 教育をたいせつにし、文化のかおるまちにしよう

- 提言4 ふるさと綾部に誇りと愛着を持ち、すべての市民が住み続
けたいと思えるふるさと教育を 4
- 提言5 次世代を担う子どもたちが、生き生きと学び成長できる教
育環境の充実を 5
- 提言6 一流の芸術や文化に親しむ機会の創出と多様な文化活動へ
の支援で、文化芸術のあふれるまちを 6

IV 環境をととのえ、健康のあふれるまちにしよう

- 提言7 妊娠から子育てまで一貫した支援の充実を図り、社会全体
で子どもを育てるまちづくりを 7
- 提言8 高齢者に対する総合的な施策を充実させ、安心して住み続
けられるまちづくりを 8
- 提言9 多様なコミュニケーションにより支援体制の充実を図り、
障害のある人もない人も同じように暮らせるまちづくりを 9
- 提言10 綾部市立病院の充実により、安全・安心な医療が受けら
れる体制を 10
- 提言11 スポーツに親しめる環境づくりを推進し、スポーツを通
して健康のまちづくりを 11

V 産業をおこし、豊かなくらしのあるまちにしよう

提言12 地域農業の担い手への支援とともに、有害鳥獣被害防止 対策の強化を	12
提言13 森林環境譲与税等を活用し、持続可能な林業経営に道筋を	13
提言14 地域経済を支える中小事業者への支援の充実で、確かな 経営基盤の強化、地域経済の活性化と地元雇用の拡充を	14
提言15 企業等への支援対策の継続とともに、次世代エネルギー の推進や新たな産業用地の確保による企業誘致を	15

VI 計画を定め、輝かしいあしたをひらくまちにしよう

提言16 都市計画マスタープランを見直し、バランスの取れた市 街地整備の推進を	16
提言17 公共交通計画の策定を行い、誰もが安心して利用できる 地域内交通の充実を	17
提言18 移住立国宣言！ オールあやべで本気の定住施策展開を	18

VII 安全で、安心して暮らせるまちにしよう

提言19 防災・減災対策の強化と、「自助」「共助」「公助」の連 携及び防災意識を高める施策の充実を	19
提言20 消防団員の活動環境の改善で消防団員確保を図り、地域 防災力の充実を	20
提言21 消防の広域連携により消防・救急体制の強化・充実を	21

○ 参考資料

1 提言書の策定経過	22
2 提言とならなかった意見	
(1) 総合調整分科会で意見が一致しなかった提言	24
(2) 議員から提出されたすべての提言（見出しのみ）	25

提 言



I 平和を願い、祈りのあるまちにしよう

提言 1

「平和のまち綾部」のブランディングを図り、世界の永久平和実現に向けた取組の発信力強化を

【現状と課題】

本市は、市議会において日本で第1号となる「世界連邦都市宣言」を行い、平和を市是として世界の永久平和実現に向けたリーダー的役割を果たしてきた。

近年では国際社会において対立と緊張が高まり、ますます永久平和実現への機運を高めることが求められている。

一方で、本市が「平和のまち綾部」であるとの認識は十分とは言えず、本市の使命ともいえる世界平和を目指す運動や活動の輪を広げるには、次世代を担う若者を始め、市内及び国内外への更なる発信力強化が必要である。

【提言の理由・施策の方向性】

本市は、世界連邦都市宣言第1号都市、中東和平プロジェクト、大本と合気道発祥の地、平和の象徴であるアンネのバラを国内に広めたまちであるなど、平和との関わりが深いまちであり、「平和のまち綾部」をブランディングすることで市内外への発信力をより高めることが重要である。

具体的には、「平和のまち綾部」を本市のキャッチコピーとして、各種計画や事業への平和の関連付けや平和をバックボーンとした施策の展開など、市民や民間企業、各種団体とともに推進されたい。

加えて、これまで以上に国内外への平和運動・活動の発信力強化や次世代への平和教育及び平和事業の取組の継承に力を入れられたい。

Ⅱ 自治を高め、心のつながりのあるまちにしよう



提言 2

自治会や市民組織等が行う地域活動を支援し、市民が主役の地域づくりを

【現状と課題】

人口減少と過疎化、少子高齢化が進行する中で、地域コミュニティの主体である自治会組織の担い手不足による自治会運営の困難性が課題となっており、地域でコミュニティの弱体化が懸念される。

また、中心市街地より周辺部において高齢化率が高く、地域の景観整備の人手不足や伝統行事など事業継承にも課題がある。

防災や高齢者の健康・福祉の問題など「自助」「共助」による地域力の充実が必要であり、世代間を超えた地域内の各種団体を育成するとともに、自治会と連携した地域活動への更なる支援が求められている。

【提言の理由・施策の方向性】

過疎化、少子高齢化により身近な居住地域での自治会活動や地域活動が衰退していく状況にある中、自治会への加入促進についても積極的に働きかけられたい。

また、今日まで推進してきた「いきいき地域応援事業」の更なる強化、深刻な過疎化、少子高齢化が進行する水源の里集落を中心に「関係人口」の増加を図り、地域の活性化に、より多くの方に参画してもらえよう、引き続き支援の重点化を図られたい。

さらに、集落の活性化のためにも、水源の里事業について、条件に合致している自治会が積極的に取組を進めていけるよう更なる支援と助言をされたい。

提言 3

幅広い人権擁護・啓発に努め、多様性を認め合い真に人権が尊重される社会の推進を

【現状と課題】

今日まで、各種団体において同和問題、女性、子ども、高齢者、障害のある人、外国籍の人などに対する差別・偏見をなくすために取り組んできた教育・啓発事業は、一定の成果を見ている。

しかし、一部の研修では参加者の伸び悩みが見られるなど、研修の手法や意識づけの方法を検討する必要がある。

さらに、ドメスティックバイオレンス（DV）や外国人、ジェンダー、男女共同参画、LGBT等性的少数者の問題など、互いの人権を尊重し、多様性を認める社会の構築が求められている。

【提言の理由・施策の方向性】

個人の尊厳を守ることが人権の基本であると考え、今日、DV、ヘイトクライム、ネットでの誹謗中傷や児童虐待も含め、これまでとは異なる多くの人権侵害が発生している。

また、観光客や技能実習生等の外国籍の人を受け入れる可能性があることなども考えると、これからは異なる価値観を認め合う人権意識の醸成が重要である。

そのためにも、より幅の広い視点で人権問題を捉え、人権侵害の防止に努めるとともに、参加者の輪が市民に広がっていくような、より効果的な啓発・研修を実施されたい。

Ⅲ 教育をたいせつにし、文化のかおるまちにしよう



提言 4

ふるさと綾部に誇りと愛着を持ち、すべての市民が住み続けたいと思えるふるさと教育を

【現状と課題】

本市は市政発足当時から財政基盤が弱く、社会資本の整備は遅れがちで、公共下水道整備工事の着工も平成に入ってからであった。

しかし、今では水洗化率も上がり、舞鶴若狭自動車道や京都縦貫自動車道が市内で交わるなど交通至便の地として、社会資本の整備も着実に進み、企業誘致により京都府・綾部市の工業団地等には多くの企業が進出している。

一方、市内には山紫水明の豊かな山河が広がり、市民が営々と築き上げてきた街や農村、日本の原風景のような里山やさまざまな歴史と文化が残されている。

そこでは、自然の懷に抱かれて、ゆったりと流れる川のように、穏やかに共に暮らす市民生活が営まれている。

しかし過疎化等で地域の活力が弱まることにより、市民のふるさとへの誇りの空洞化という課題が生まれてきている。

【提言の理由・施策の方向性】

地球の自然や生態系の危機が叫ばれている時代、本市には、幸いにも豊かな自然が残されている。これら残された自然こそが、今やまさに市民の宝であると同時に地球の宝でもある。

また、住み続けられるまちづくりも着々と進んでいる。

それでもなお、「都会は何でもあるところで綾部は何もないところ」という意識を持っている人もいる。

そのため、今こそその意識を転換し、地球環境に思いをはせ、豊かな自然の重要性を認識し、ふるさとを堂々と誇り、愛着を持って住み続けたいと思えるグローバルなふるさと教育を、子どもだけでなく、広く市民に行われたい。

提言 5

次世代を担う子どもたちが、生き生きと学び成長できる教育環境の充実を

【現状と課題】

小中一貫教育の推進により特色のある学校教育を進めた結果、子どもたちの学力が向上し、安定した学校運営がなされている。

将来にわたって高い学力を維持し、安全・安心で質の高い教育環境を確保するためにも、指導内容の充実とともに学校施設・設備の整備充実は不可欠である。

さらに、学校や保育施設周辺の道路に歩道がないなど、安全対策が不十分な箇所があり、全国的に園児や児童が巻き込まれる事故が多発している状況を考えると、通学路等の安全確保も課題となっている。

【提言の理由・施策の方向性】

綾部市小中一貫教育基本構想が実績を残しつつある中、これまで進められてきた特色のある教育を推進するとともに、新たな時代に求められる教育を強化し、一人一人の子どもに丁寧に向き合い、生きる力を身につけ自立できる子どもたちの育成に努められたい。

また、学校施設等は、子どもたちが一日の大半を過ごす場であり、安全・安心な教育環境を確保するためにも、校舎の改修とともに、施設・設備の充実に取り組まれたい。

さらには、安全な通学路を確保するため、特に狭い道路の拡幅や歩道の取付け、街路灯の設置などを進められたい。

提言 6

一流の芸術や文化に親しむ機会の創出と多様な文化活動への支援で、文化芸術のあふれるまちを

【現状と課題】

市民の文化芸術の活動は多岐にわたっており、余暇時間を活用してさまざまな活動が行われている。

とりわけ、市民の発表の場としてのグンゼ博物苑・集蔵の利活用や京都府中丹文化会館の各種事業は、より良い文化芸術の提供に大きく寄与している。

しかし、ライフスタイルや価値観の多様化、高齢化を背景に、市民の文化芸術に対する関心や文化活動自体も衰退傾向にある状況で、本市が「市民一人1文化」を推進するためには、更なる取組が求められている。

【提言の理由・施策の方向性】

本市が保有する文化拠点施設において、子どもから高齢者まですべての市民を対象に、さまざまな文化芸術に接する機会を多く提供されたい。

特に、将来を担う子どもたちには、重点的に文化芸術に触れる機会を多く作られたい。

また、市民の自発的で多様な文化芸術活動に対する支援を拡充するとともに、情報発信や伝統文化を担う人材の確保等、文化芸術のあふれるまちづくりに活かすための取組を強化されたい。

IV 環境をととのえ、健康のあふれるまちにしよう



提言 7

妊娠から子育てまで一貫した支援の充実を図り、社会全体で子どもを育てるまちづくりを

【現状と課題】

少子化は、労働力人口の減少による経済規模の縮小や社会保障費の負担増、地域力の低下だけでなく、将来の本市の存続にも関わる切実な問題である。

本市では、綾部市保健福祉センター内に子育て世代包括支援センターぷくぷくを平成28年に開設し、妊娠から出産・子育て期までの切れ目ない支援を行っている。

しかし、貧困家庭やひとり親家庭も増加する傾向にあり、本市においても就学援助比率が5人に1人という状況となっており、将来を担う子どもたちの環境を社会全体で支える対策が必要である。

【提言の理由・施策の方向性】

少子化対策には、不妊治療の支援等により、希望する人が出産できる体制を構築するなど、妊娠から子育てまで一貫した支援体制を打ち出すことが重要である。

現在、子育て世代包括支援センターぷくぷくにて支援されているが、子ども家庭支援総合センターの設置等、更なる支援の充実、拡充を推進されたい。

子育て世帯の経済的負担の軽減に努めるとともに、親子が自由に利用できる施設の整備や運営等により、子育てしやすいまちづくりを進められたい。

また、子育て相談窓口や情報提供の場など、保護者が孤独感を感じることがないように、支援体制を更に充実されたい。

提言 8

高齢者に対する総合的な施策を充実させ、安心して住み続けられるまちづくりを

【現状と課題】

本市の高齢化率は37.3%（令和元年9月末現在）へと上昇し、更に団塊の世代が後期高齢者になる2025年頃から介護、社会保障費、医療費の増大が予想される。

本市には清山荘のような介護予防的な施設が少なく、利用者の偏在が課題である。

また、高齢者はどうしても移動手段や交流の機会が減少する。孤独化を防ぎ、住み慣れた地域で健やかに生活するための支援の充実が課題である。

【提言の理由・施策の方向性】

高齢者が健やかに生活するためには、フレイル対策など介護予防事業の充実を図ることが重要であり、清山荘やあやべ健康プラザ水夢、綾部市保健福祉センター等と連携・協力して、高齢者が気軽に参加できる場の提供に努められたい。

また、高齢者は地域とのつながりが大切であり、高齢者サロンなど身近な施設・設備を充実し、憩いの場を提供できる施策を進められたい。

さらに高齢者が安心して住み続けられるために、西部地域に予定されている介護施設の早期開設を支援するとともに、住み慣れた地域で健やかな生活を送ることができるよう、地域包括支援センターの体制の充実を検討されたい。

提言 9

多様なコミュニケーションにより支援体制の充実を図り、障害のある人もない人も同じように暮らせるまちづくりを

【現状と課題】

本市は、綾部市手話言語の確立及び多様なコミュニケーション手段の促進に関する条例（以下「手話コミ条例」という。）を制定し、音声文字化システム（UDトーク）や卓上型対話支援システム（コミュニン）の導入を行うなど、支援体制の充実に努めてきた。

今後も、障害のある人とない人が同じように暮らせる社会の実現を目指し、市民が支え合い誰もが安心して暮らせるまちづくりの更なる推進が求められる。

しかし、就労問題や老後の問題など、障害のある人だけでなくその家族にとっても将来に不安を抱えて生活している状況がある。

【提言の理由・施策の方向性】

手話コミ条例の策定に障害のある人が参加した例を更に進め、政策決定や公共施設等のバリアフリー化にあたっては、障害者団体等の参加を増やすなど、障害のある人や家族の声をしっかりと聴き、施策等に反映されたい。

また、インクルーシブ教育の取組により、障害のある人とない人が普通に接することのできるまちづくりに努められたい。

さらに、障害のある人とない人が同じように暮らせる社会に向けて、積極的に障害者雇用を推進し就労機会の確保を図ることで、障害のある人の生活基盤の安定に向けた支援をされたい。

提言 10

綾部市立病院の充実により、安全・安心な医療が受けられる体制を

【現状と課題】

急速な高齢化や疾病構造の変化、医療技術の高度化、医師不足など医療を取り巻く環境は大きく変化しており、健康や医療に対する市民のニーズも多様化している。

綾部市立病院は、これまでから健全経営に努め、急性期から回復期までの治療を担う地域医療の拠点として、病診連携のもと市民の期待に応えてきた。

しかし、産婦人科の医療機能縮小や救急医療体制にみられるように、医師等医療スタッフの確保が厳しくなっている状況である。

【提言の理由・施策の方向性】

高齢化が進む中、市民ニーズに応じた医療を安心して受けられる体制が望まれる。

綾部市立病院において、現在、縮小している産婦人科医療の充実や救急医療体制の維持のためにも、京都府立医科大学と医師の派遣協力関係を維持し、医師不足解消に全力で取り組まれない。

また、看護師や技師等の確保、積極的なIT技術の導入等、安全・安心な地域医療の提供を推進されたい。

さらに、綾部市立病院の健全経営は、脆弱な本市の財政上も極めて重要な問題であり、引き続き効率的な病院運営に努められたい。

提言 11

スポーツに親しめる環境づくりを推進し、スポーツを通して健康のまちづくりを

【現状と課題】

本市は、生涯スポーツ社会の実現を目指して「市民一人1スポーツ」の普及に努め、一般財団法人綾部市スポーツ協会を始めとする推進体制も整備し、令和元年には新市民センターを開設した。

一方、既存のスポーツ施設は、多くが経年劣化し、施設の更新等の課題を抱えている。

また、広く市民が多様なスポーツに親しむためには、更なる指導者の育成や推進体制の充実、数多くある施設の有効利用が望まれている。

【提言の理由・施策の方向性】

市民が生涯にわたってスポーツに親しむことは、人生をより豊かにし、充実したものとするとともに、健康づくりにとっても大きな意義があり、持続可能なまちづくりへの重要な施策となる。

スポーツに親しむ環境の実現のためには、既存のスポーツ施設を活かして、市民の自主的なスポーツ活動を促進するとともに、多様化するニーズに応える施設・設備の充実と施設運営に努められたい。

また、老朽化した施設・設備については、計画的に整備されたい。

さらに、スポーツ振興の重要な役割を果たす一般財団法人綾部市スポーツ協会等への支援充実とともに、市民の新たなスポーツニーズに対応した地域スポーツ推進員の育成・強化を進められたい。

V 産業をおこし、豊かなくらしのあるまちにしよう



提言 1 2

地域農業の担い手への支援とともに、有害鳥獣被害防止対策の強化を

【現状と課題】

今日の食料・農業を取り巻く環境は、農産物輸入の増大とともに、米の需要の減少による米価格の低下が著しく、大変厳しい状況にある。

本市においては、人口減少、高齢化によって農業従事者が大きく減少し、後継者の確保が困難になる中で、耕作放棄地が増加し、鳥獣被害を増大させることにもつながっている。

そのため、小規模な家族農業すら維持できなくなり、農地を預けたいが受け手もない状況で、集落営農も継続が困難になってきている。

【提言の理由・施策の方向性】

現状のままでは、本市の水田などの土地利用型農業は衰退し、国土保全・水源涵養機能を持っている農地の維持保全が不可能になる。

地域農業の担い手不足を解消するため、新規就農者の育成や支援の上乗せ、農地集積、集落営農、家族農業、ICT化への支援の強化を図るとともに、京都府やJAなど関係団体と協力して、茶・栗・京野菜など本市の特産農産物のブランド化と生産振興に力を入れ、農家の収入の増加につながるよう支援されたい。

また、丹精こめて育てた農作物が根こそぎ被害を受けることがないよう、有害鳥獣の適正な駆除と電気柵設置補助等の拡充を検討されたい。

提言 13

森林環境譲与税等を活用し、持続可能な林業経営に道筋を

【現状と課題】

林業は、低価格な外国産材の輸入による国産材価格の低迷、森林所有者の意欲の低下、林業従事者の高齢化や後継者不足などで、経営が大変困難な状況にある。

そのため、本市の森林においても手入れが十分に進まず、森林の持つ多面的機能も失われ、土砂崩れなどの山地災害が頻発するなど、防災面からも危惧される状況となっている。

【提言の理由・施策の方向性】

新たに始まった森林環境譲与税、森林経営管理制度等を活用し、関係団体とともに林業の振興のため積極的に取り組まれない。

具体的には、森林境界の明確化を加速させ、計画的な林道・作業道等の整備により、保育・間伐・伐採・搬出などの森林整備が容易にできる環境の充実を図り、林業経営が持続できるような支援や後継者育成に取り組まれない。

なお、防災面からも、森林の持つ多面的機能が維持されるような施策の充実を望む。

提言 14

地域経済を支える中小事業者への支援の充実で、確かな経営基盤の強化、地域経済の活性化と地元雇用の拡充を

【現状と課題】

本市には、約1,500の事業所があるが年々減少を続けており、従業員100人以下の事業所も減少している。

しかし、中小事業者は全事業者数の約99%を占めており、地域の経済を下支えしている。

少子高齢化は中小事業者の後継者不足につながり、優れた技術・技能の継承が危ぶまれ、雇用の場を失うことにもつながる。雇用の面では、大企業に比べ、中小事業者は新規採用が難しく、特に新卒の採用は大変厳しい。

その結果、慢性的な人手不足に悩んでおり、事業継承問題も課題となっている。特に、商店街、小売店などの中小事業者は、ネット販売や大型店の影響を受けて売上高の減少など大変厳しい状況にあり、早期に総合的な支援の必要がある。

【提言の理由・施策の方向性】

中小事業者は、民間企業であるため、自身の経営努力が第一ではあるが、行政としてもサポートを行い、事業継続の手助けをしていく必要がある。

市内事業者がどのようなサポートを必要としているのか、定期的なアンケートや聞き取り調査により実態把握に努め、施策に反映されたい。

また、人材確保のためにも、現在実施している合同企業説明会だけでなく、総合就職サイトの開設など、商工会議所、ハローワークとも連携を図り、人材確保に努められたい。

さらには、商工会議所との連携をより緊密にし、商店街・小売店の振興を支援するとともに、電子化や次世代の経済環境など社会ニーズに対応した製品開発、販路開拓など経営面への支援体制強化を図られたい。

そして、市内事業者への操業支援の一つとして、工業団地立地企業等からの受注機会を高める制度を検討されたい。

提言 15

企業等への支援対策の継続とともに、次世代エネルギーの推進や新たな産業用地の確保による企業誘致を

【現状と課題】

本市は、地域経済の牽引役として、更には地元雇用の拡大等を目的に、既存企業の育成や企業誘致の促進に努めてきた。しかし、工業団地は府営・市営ともに契約完了し、現在は、企業からの大規模用地の要望に対応できない状況がある。

高速道路や国道27号の整備、都市計画の見直しによって、交通の要衝である本市へ、製造業を始め物流・サービス業等の立地は更に進むものと考えられる。

また、原発に替わる次世代エネルギーを活用した地域経済の発展など京都府や近隣自治体と連携した取組が期待されている。

【提言の理由・施策の方向性】

工業団地への製造業や物流企業の誘致によって、本市は、近隣都市からの勤労者を受け入れる中心都市の一つとなっている。

北部産業創造センターを核として、既存市内企業の新製品開発研究機能の充実や今日まで取り組んできた既存・立地双方の企業への操業支援施策を引き続き充実されたい。

また、新たな企業誘致を推進するための受け皿となる産業用地の確保に関して、引き続き京都府と連携し、新産業用地の整備方法を検討するとともに、民間企業と連携して、勤労者に対する市内での住宅確保を始めとする生活環境の整備についても推進されたい。

さらに、国・京都府や近隣自治体も取組を進めている次世代エネルギー利活用による地域産業の立地に対しても、産・官・学共同の取組を推進されたい。

Ⅵ 計画を定め、輝かしいあしたをひらくまちにしよう



提言 16

都市計画マスタープランを見直し、バランスの取れた市街地整備の推進を

【現状と課題】

本市の市街地は、JR綾部駅を中心に、北側は、蚕糸業から続く本市の発展を担ってきた工場の集積と、周辺に商業地や住宅地が形成されている。南側は、大本や寺社仏閣など旧城下町としての歴史と文化を秘めたエリアが残されている。

市街地の良好な発展のため、平成25年に都市計画マスタープランが策定された。

北側は、北部産業創造センターをはじめ、市民センターも新しく開設され、ホテル誘致の計画があるなど、大きく発展する兆しを見せている。

一方、南側では、大きな開発の動きはなく、旧市街地の歴史ある街並みが、小規模な住宅開発で虫食い的に変容している現状がある。

市街地が、本市の中心として均衡ある発展をすることが望まれる。

【提言の理由・施策の方向性】

JR綾部駅北側地域においては、公共施設の集約化とともに、用途地域内の未利用地の開発を進めるなど土地利用の進展に努め、南側地域においては、秩序ある住宅開発や旧市街地特有の狭隘な道路の整備計画の検討を進められたい。

これらのことを全体的に検討し、都市施設の整備・検討を含めた都市計画マスタープランの見直しを進め、市民の声を聞きながら市街地全体でバランスの取れた都市整備を図られたい。

提言 17

公共交通計画の策定を行い、誰もが安心して利用できる地域内交通の充実を

【現状と課題】

住民が駅や病院、公共施設等に移動するための交通手段の確保は、全国の地方都市共通の課題であり、高齢化率の高い本市にとっても例外でない。

あやバスは、可能な限り工夫を行い利便性を図る努力をされているが、地域住民からは、路線拡大やバス停の増設等の要望が多く寄せられている。

今後、高齢化が更に進み、運転免許証返納者の増加も予想される中で、自宅からバス停までの距離が遠く歩くことができない地域やバス路線そのものがない地域もある。これらの地域では、自主運行バスやあやべ福祉フロンティアの協力で移動手段の確保が図られているが、維持することも困難な状況であり、新たな交通手段の検討も含めた、地域交通体系の在り方が課題である。

【提言の理由・施策の方向性】

高齢化社会を迎え、自家用車などが利用できない住民に対するきめ細やかな地域内交通の充実が、強く求められている。

そのため、あやべ福祉フロンティアや自主運行バスの拡大・充実に向けた支援の強化、また、あやバスの運行についても、ダイヤや路線の見直しも含めて市民ニーズを十分にとらえる中で、利便性の向上に取り組む必要がある。

さらには、官民挙げて自動車の自動運転や次世代の交通手段の研究が行われているが、本市においても実証実験の参加に手を挙げるなど、積極的に先進事例等の研究・検討を行われたい。

こうした取組を踏まえて、将来を見据えた公共交通計画を策定し、誰もが安心して利用できる地域内交通の充実を図られたい。

提言 18

移住立国宣言！ オールあやべで本気の定住施策展開を

【現状と課題】

本市では、平成20年度にあやべ定住サポート総合窓口を設置して以降、平成23年度に空き家媒介事業者紹介制度、平成26年に綾部市住みたくなるまち定住促進条例と、積極的かつ先進的に定住促進施策を進められ、その定住実績は、平成30年度までの10年間で222世帯543人と、大きな成果をあげている。

今後とも人口減少が予測される中で、更に定住しやすい条件及び環境の整備が必要である。

【提言の理由・施策の方向性】

これまでの定住実績を強みとし、本市独自の魅力を感じてもらえるような情報発信及び取組の更なる展開が必要である。

具体的には、「移住立国宣言」を大々的に表明し、まちをあげて本気で定住施策に取り組んでいることを示すなど、情報発信の戦略強化が必要である。

加えて、市民向けの啓発事業やイベントを開催し、地域住民が自発的に定住促進に取り組む機運が高まるような施策を進められたい。

また、自治会との関係強化による空き家見守り活動の推進や将来空き家が予想される住民への事前対策の周知など、より良い空き家の提供につながるような施策も進められたい。

さらに、民間業者との連携を深め、空き家の供給促進及び利活用の推進に加え、定住者の就労支援強化を図り、安心して綾部に定住してもらえる取組を強化されたい。



提言 19

防災・減災対策の強化と、「自助」「共助」「公助」の連携及び防災意識を高める施策の充実を

【現状と課題】

近年、頻繁に地震が発生しており、加えて大型化した台風や集中豪雨が日本列島を襲い、甚大な被害をもたらしているが、本市においても平成30年7月豪雨で市民の尊い命が失われた。

また本市は、高浜及び大飯原子力発電所に隣接しており、原発事故に対する備えも必要になっている。

災害は必ず発生するとの前提に立ち、市民の安全・安心を守り、少しでも被害を減少させるためには、平常時から災害発生に備える意識を高めることが重要となる。

災害発生時には、迅速かつ的確な対応が重要であり、関係機関及び市民との連携による早めの避難誘導の強化等、被害を最小限に抑える対策が重要となっている。

そのためにも、総合的な防災対策の充実と防災意識の啓発を行い、「自助」「共助」「公助」の3つの力を連携させ、今まで以上に災害に強いまちづくりに取り組む必要がある。

【提言の理由・施策の方向性】

激甚化・頻発化する災害に対して、国・京都府と連携し、河川改修、治水対策、急傾斜地対策など、抜本的な対策をできるだけ早期に実施されたい。

また、地域ごとの防災マップやタイムラインの作成、「避難スイッチ」の設定など「自助」及び「共助」に関する市民の防災意識の向上に向けた取組も強化されたい。

さらに「公助」では、現在実施されている各種の防災対策を再点検し、避難所の設備・備品等の充実に努めるとともに、防災訓練等を通じて、3つの力を更に連携・強化させるような施策の充実を図られたい。

原発事故に対しては、防災訓練等を通じて避難路の確保など実効性のある避難計画を策定されたい。

提言 20

消防団員の活動環境の改善で消防団員確保を図り、地域防災力の充実を

【現状と課題】

近年、災害の多様化・大規模化に伴い、地域の防災力の中核を担う消防団には、従来の消火・救助・水防活動に加え、避難誘導や避難所運営支援活動等、多様な役割が求められている。

しかし、少子高齢化により消防団員数は年々減少し、消防団員1人当たりの負担が増加傾向にある。

さらに、雇用形態等の変化に伴い、平日昼間は、消防団員の多くが地域外に勤務しており、現場へいち早く駆けつける消防団員の確保が課題である。

【提言の理由・施策の方向性】

消防団は、地域の防災力の中核として欠くことのできない存在である。

減少傾向にある消防団員を確保し、地域防災力を維持するためには、将来を見据えて消防団の役割を果たせる環境を確保するための対策が必要である。

消防団員確保のため、児童・生徒に対する防災教育や体験を通して次世代の消防団員育成を推進するとともに、事業所へ消防団活動の理解と協力を要請するなど、市民への消防団活動の理解を深める取組を積極的に推進されたい。

また、自治会との連携強化を図り、消防団員の入団促進に努められたい。

さらに、消防詰所や消防車両、消防資機材の整備・更新を計画的に進め、活動拠点の施設・装備を充実させることにより安全に活動ができる環境を整備し、入団しやすい、活動しやすい環境づくりに取り組まれたい。

提言 2 1

消防の広域連携により消防・救急体制の強化・充実を

【現状と課題】

近年、地球の温暖化などによる自然環境の変化や地域生活環境の変化により複雑・多様化した災害の発生が増加し、市民の消防に対する要求も増大している。

そのような中、消防は迅速で効果的な災害対応が必要とされ、更に大規模災害等においては、初動期における情報管理が重要となる。

しかし、小規模自治体である本市だけで運用するには、複数の情報手段の確保、情報収集及び伝達、119番途絶時の迅速で効果的な災害への対応が困難である。また、消防職員の配置、施設の整備等の財政的な課題がある。

【提言の理由・施策の方向性】

管轄人口が減少する中、限られた人的、財政的な資源を有効に活用し、大規模災害等に適切な対応ができる消防体制を整備、確立する必要がある。

近隣の消防本部が連携・協力をすることで、大規模災害時において効果的、効率的な相互応援体制が確立され、市域を越えた広域的な災害対応が可能になる。

また、小規模消防本部では整備が困難である高機能な指令装置を共同で整備することも可能となり、更新時期が近い消防本部においては、共同で整備するメリットも期待できる。

さらには、指令業務配置職員の効率配置により現場配置職員の充実も可能となる。

これらのことから、近隣の消防本部と連携の強化を図り、通信指令センターの共同設置について検討を進められたい。

○ 参 考 資 料

提 言 書 の 策 定 経 過

期 日	内 容
令和元年 7月 5日	総合計画特別委員会の設置（第1回）
令和元年 7月 12日	総合計画特別委員会（第2回）
令和元年 7月 31日	総務教育建設分科会（執行部ヒアリング）
令和元年 8月 2日	産業厚生環境分科会（執行部ヒアリング）
令和元年 8月 5日	産業厚生環境分科会（執行部ヒアリング）
令和元年 8月 9日	総務教育建設分科会（執行部ヒアリング）
令和元年 8月 20日	産業厚生環境分科会（執行部ヒアリング）
令和元年 8月 23日	総務教育建設分科会（執行部ヒアリング）
令和元年 8月 27日	総合計画特別委員会（第3回）
令和元年 9月 30日	各議員の提言(案)の提出締め切り
令和元年 10月 15日	総務教育建設分科会（提言(案)について協議） 提言(案)のテーマ分け。読み合わせ、担当分け。
令和元年 10月 15日	産業厚生環境分科会（提言(案)について協議） 提言(案)のテーマ分け。読み合わせ。
令和元年 10月 16日	産業厚生環境分科会（提言(案)について協議） 担当分け、テーマ別に意見の表明
令和元年 10月 16日	総務教育建設分科会（提言(案)について協議） テーマ別に意見の表明
令和元年 10月 31日	担当委員の提言(案)の作成期限
令和元年 11月 6日	総務教育建設分科会（提言(案)の作成） 担当委員提出の提言書(案)をもとに協議・調整
令和元年 11月 6日	産業厚生環境分科会（提言(案)の作成） 担当委員提出の提言書(案)をもとに協議・調整
令和元年 11月 11日	産業厚生環境分科会（提言(案)の作成）
令和元年 11月 11日	総務教育建設分科会（提言(案)の作成）
令和元年 11月 13日	総務教育建設分科会（提言(案)の作成）
令和元年 11月 18日	総合調整分科会（提言書(案)の検討・意見交換） 両分科会からの提言(案)を確認、質疑

期 日	内 容
令和元年 1 月 1 9 日	総合調整分科会（提言書(案)の検討・意見交換） 提言(案)を、テーマごとに区分
令和元年 1 月 2 7 日	総合調整分科会（提言書(案)の検討・意見交換） 総合調整分科会としての提言(案)を検討
令和元年 1 月 2 7 日	総合調整分科会（提言書(案)の検討・意見交換） 総合調整分科会としての提言(案)を検討
令和元年 1 月 2 9 日	総合調整分科会（提言書(案)の検討・意見交換） 総合調整分科会としての提言(案)を検討
令和元年 1 月 2 0 日	総合調整分科会（提言書(案)の検討・意見交換） 総合調整分科会としての提言(案)を検討
令和 2 年 1 月 1 6 日	総合調整分科会（提言書(案)の検討・意見交換） 総合調整分科会としての提言(案)を検討
令和 2 年 1 月 2 0 日	総合調整分科会（提言書(案)の検討・意見交換） 総合調整分科会としての提言(案)を検討
令和 2 年 1 月 2 4 日	総合調整分科会（提言書(案)の検討・意見交換） 総合調整分科会としての提言書(案)を検討、取りまとめ
令和 2 年 2 月 5 日	総合計画特別委員会（第 4 回） 委員会として、提言書を検討
令和 2 年 2 月 5 日	総合調整分科会 特別委員会では出された意見を総合調整分科会で調整
令和 2 年 2 月 1 2 日	総合調整分科会 特別委員会へ提出する提言書の最終確認
令和 2 年 2 月 1 2 日	総合計画特別委員会（第 5 回） 市議会としての提言書を承認
令和 2 年 2 月 1 4 日	第 6 次綾部市総合計画に関する提言書を市長に提出

総合調整分科会で意見が一致しなかった提言

- 全ての市民が安心して医療や年金が受けられるよう各種制度の適正・円滑な運営を行うとともに、低所得世帯に対する実情に即した保護と支援を充実する。

【方向性】

市の事業ではないが、市民生活においては大変重要である。まちづくりの方向性として、国に対し国庫負担割合の増額を求められたい。

- 少子高齢化と人口減少社会の中、綾部市として持続可能な財政運営のために可能なことから広域行政化の推進を

【方向性】

ごみの広域処理または一部事務組合化、消防行政の広域化、上下水道等ライフラインの効率的行政運営について、積極的に検討・実施されたい。

- 少子高齢化と人口減少社会の中で、持続可能な財政と自治体運営のため、役割分担の整理を行い、可能なことから広域連携の推進を

【方向性】

第32次地方制度調査会が検討している「圏域行政の推進」に関して、全国市議会議長会が意見を述べたとおり、市町村行政一般を直ちに広域連携の対象とするのではなく、連携の地理的範囲や内容、連携手法等の選択は、関係する市町村の判断で自主的に行い、課題の解決に向けて対応されたい。

このことは、本地方制度調査会が、今後答申する方向とも一致している。

議員から提出されたすべての提言（見出しのみ。原文掲載）

※ 第5次綾部市総合計画を基本に検討したため、当該計画の各章ごとに分類している。

第1章 市民が輝き共に築くまちづくり

- 1 市民の地域活動の体制充実に向けての更なる支援を行い、コミュニティ活動の活性化をはかる。
- 2 第3次綾部市人権教育啓発推進計画を策定するとともに、それらに基づいて、新たな時代に対応する人権教育・啓発を推進すること。
- 3 ① 在住外国人との交流
② あやべ特別市民制度等による交流
- 4 幅広い人権擁護・啓発に努め、真にあらゆる人権が尊重される社会の実現をめざす。多様な取り組みで男女共同参画の推進をはかる。
- 5 「平和のまち綾部」のブランディング化を図り、市内外へ世界の恒久的平和実現に向けた取り組みの訴求性や波及効果を高める。
- 6 戦没者の慰霊と次世代への継承促進で、平和を守る先導的な役割を担い、さらなる平和の発信を
- 7 世界連邦のさらなる推進、個人の尊厳と尊重を謳った日本国憲法を守り平和の取り組みを進める。
- 8 市民と連携した魅力あるまちづくり

第2章 心豊かな人と文化を育むまちづくり

- 1 今後の少子高齢化社会への対応と、新市民センター・新図書館、既存施設の利用促進の取り組みの充実。
- 2 「市民1文化」を更に推進するため文化活動に対する支援や貴重な文化財の企画展の開催など文化の溢れるまちづくりを目指す。
- 3 第二グラウンドに変わる新たなグラウンドの設置
- 4 ふるさと綾部に、堂々たる誇りと愛着と帰省の念を抱かせる市民教育を
- 5 子どもたちが一流の文化や芸術に触れる機会を増やし、若い世代が文化に親しむまちづくりを目指します。
- 6 格差と貧困がひろがらないよう、子どもたちが生き生きと学び成長できる学習環境の保証を

第3章 支えあい安心して暮らせるまちづくり

- 1 更なる子育て環境や高齢者福祉、障害者福祉などの更なる充実と市民が安心して暮らせるまちづくりの推進。
- 2 市民の日常の健康づくりの各種事業を推進するとともに、とりわけ高齢者には各種保険事業の連携を強化し健康づくりに向けた啓発と指導を推進すること。
- 3 クラスタ戦略と公共的交通の持続のため、運転ボランティアの確保・拡充による移送サービス等の充実強化を
- 4 社会保障制度は、憲法が定める「セーフティーネット」であり、制度を後退させない施策を行う。
- 5 一歩踏み込んだ具体的な結婚、妊娠、出産、子育ての一貫した支援策を推し進める。
- 6 幼児教育・保育環境を充実させ、また子育てに関わる経済的支援を充実させ、社会全体で子どもを育てるまちづくりを進めます。
- 7 障がいを持つ当事者や家族の声を十分に聴き、その声に応えることができる柔軟な支援体制を構築し、障がいを持つ方が生涯安心して暮らすことができるまちを目指します。
- 8 高齢者福祉サービスを充実させ、元気な高齢者が自ら健康維持を図りスポーツや趣味や活動の場を広げる仕組み作りへ。
- 9 地域で地域の高齢者を見守るためにも、福祉活動への指導・支援を行い、誰もが安心して暮らせる地域を目指す。
- 10 誰もが安心して共に支え合うまちづくり
- 11 要介護状態になっても安心して住み続けられる地域社会のため、きめ細かなサービス体制を構築する。
- 12 どこに暮らしても、誰もが安心して医療が受けられる体制を確保する。

第4章 豊かさにとぎわいを生み出すまちづくり

- 1 現在の農林業や工業・商業、観光の促進を図り農村活性化や定住者増加の促進を。
- 2 新規就農者の育成
- 3 高速道路などの交通インフラの充実に合わせて、新たな物流基地の整備について適地を検討するとともに商業・工業・農業と物流・サービス産業との連携の一層の促進すること。

- 4 ① 医療、福祉サービスの安全で快適な生活環境
- ② 企業誘致推移と新たな産業用地の推進
- 5 ものづくりと物流のまち・綾部の更なる振興のため、安定した企業等支援対策の確立と企業誘致の推進を
- 6 新規就農者の支援、集落営農への支援、「家族農業」への支援等を強化する。山林の手入れを強化し、有害獣被害防止対策を一層強める。農村集落の活性化にむけてさらに定住を促進する。
- 7 京都府北部振興のチャンスと捉え、次世代エネルギー推進事業を押し進める。
- 8 水源の里強化・U I ターン施策と限界集落高齢者世帯を暮らしやすい所へ、農業従事者は大規模化し利益がでる仕組み作りへ。
- 9 意欲と能力のある林業経営者の意欲と能力の利活用を促進し、林業経営者間の新たな連携、協働の構築を。
- 10 地域経済を支える中小企業への支援の充実で、確かな経営基盤の強化、地域経済の活性化と雇用の拡充を目指す。
- 11 林業振興施策の推進
- 12 市は、J Aと農家が連携した儲かる農業の仕組みを再構築する。
- 13 中小事業者を底支えし、地域経済の疲弊に歯止めをかけます。後継者育成に取り組む。

第5章 自然豊かで安全なまちづくり

- 1 防災・防犯や環境問題、廃棄物問題への更なる対応と市民生活に重要な上下水道の更なる整備推進を。
- 2 ① 通信指令センターの広域化
- ② 消防団組織の改善
- 3 広報や避難所運営など任務を限定して負担を少なくした「機能別消防団員」の増員、西部分駐所の整備等消防力の充実を図る。
- 4 広域連携による消防・救急体制の持続性ある取り組みを確立し、どのような時代、環境においても市民の生命と財産を守ることのできる体制を整える。
- 5 火災、自然災害などから市民の生命、身体、財産を守るため、自助・互助の要、消防団のさらなる体制強化を。

- 6 保育施設等の周辺や通学路の安全対策を計画的に進め、子ども達の安全を守ります。
- 7 地域防災の要である消防団の資機材の充実や体制強化により安全・安心なまちを目指す。
- 8 防水対策や情報機器を使いリスクを事前に回避、太陽光パネル、蓄電池設置に補助を行いリスクに備える。
- 9 災害防止のため森林整備や河川改修を進める。防災計画の点検、見直しを行い住民の安全を確保する。
- 10 地球環境に配慮し、また人にとって安全な再生可能エネルギーを積極的に導入し、エネルギーの地産地消を進めます。
- 11 安全な水を廉価で持続的に供給するため、小規模分散など費用対効果を含めた地域の環境に適した施設の整備・更新等を進め、将来の水道事業を担う人材育成を図ります。
- 12 3Rの推進、紙類の資源化をすすめプラスチックごみの削減を推進する。

第6章 快適で誰もが住みよいまちづくり

- 1 更なる住環境の整備による定住促進と、市内での交通移動手段充実への取組みの推進。
- 2 あやバス等の路線バスだけではなく、地域の中での移動手段の確保を図る。
- 3 当章の広域幹線道路の整備については、府道綾部大江線、生活道路の整備において、市道向田線も追加し改良整備を進めていく必要がある。
- 4 総合的な公共交通計画を検討し、市民の移動手段の確保対策を行う。
- 5 空き家・空地対策を柱に市街地と農村をつなぐ交通を便利にすることで、活性化を行う。
- 6 特定空家に対する各種代執行と空き家のさらなる供給促進を図り、さらなる安全で快適な住環境を。
- 7 あやバス等の地域間交通の充実と地域内交通の新設により、誰もが安心して移動できる環境整備を目指す。

計画推進のために

- 1 今後の少子高齢化と人口減少への対応と、北部地域における広域連携の更なる推進を。
- 2 人類共通の指標となった持続可能な開発目標（SDGs）をバックボーンとしたグローバルな総合計画の策定を
- 3 少子高齢化と人口減少社会の中で、持続可能な財政と自治体運営のため、可能なことから広域行政化の推進を
- 4 どの分野の事業で広域連携が必要なのか、役割分担の整理を行う。自治体の独自性を尊重する連携を検討する。
- 5 総合計画の策定にあたっては、適切な指標・数値目標を設定し、市民に分かりやすく開かれた市政運営を行います。
- 6 自分の健康に対し誰かが守ってくれたり誰かが費用を払ってくれるという時代は終結。自分の体は自分が守る綾部市民に。
- 7 まちづくり基金の創設